

429 同時請求の取扱

- 記名国債証券の各種請求において同時に異なる請求・届出を受けたときは、それぞれの請求書・届書等を提出させ、同時請求として取扱う。

記名国債証券各種請求の同時請求一覧

請求内容	支払場所 変更	住所 変更	記名 変更	滅 紛 失				汚染き損 証券引換	改 印	行為能力 変更
				滅紛失届 受付時	支払(交 付)請求 書受付時	代証券交 付・支払 通知書 受付時	発見届 受付時			
支払場所変更	/	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○
住所変更	○	/	/	◎	◎	◎	◎	○	○	○
記名変更	◎	/	/	◎	◎	◎	◎	○	/	/
滅 紛 失	滅紛失届 受付時	◎	◎	◎	/	/	/	/	◎	○
	支払(交 付)請求 書受付時	◎	◎	◎	/	/	/	/	◎	○
	代証券交 付・支払 通知書 受付時	◎	◎	◎	/	/	/	/	◎	○
	発見届 受付時	◎	◎	◎	/	/	/	/	◎	○
汚染き損 証券引換	○	○	○	/	/	/	/	/	○	○
改 印	○	○	/	◎	◎	◎	◎	○	/	○
行為能力変更	○	○	/	○	○	○	○	○	○	/

- ◎印は、同時に2種類以上の請求・届出を受けた場合の手続き順序等を明確にする趣旨から、次項以下に取扱要領を取まとめているもの。

* 各種の請求・届出が見本証券（印鑑票毎配布分）を見本証券とする国庫債券にかかるものである場合においても原則として同様に取扱う。ただし、一方の請求が支払場所変更の請求であり、かつ他店が旧支払場所である場合には、印鑑票（見本証券添付分）のほか見本証券（印鑑票毎配布分）の取戻しを要する。なお、取戻した見本証券（印鑑票毎配布分）については、次のとおり取扱う。

- ① 印鑑票（見本証券添付分）を業務局に送付するとき
見本証券（印鑑票毎配布分）は、印鑑票（見本証券添付分）と一緒に送付する。
- ② 印鑑票（見本証券添付分）を業務局に既に送付しているとき
見本証券（印鑑票毎配布分）は、業務局から印鑑票（見本証券添付分）の送付を受けるまでの間、各種の請求書・届書に添付して保管する。
- ③ 業務局への印鑑票（見本証券添付分）の送付を要しないとき
見本証券（印鑑票毎配布分）は、印鑑票（見本証券添付分）と一緒に保管する。

○ 同時請求の取扱にあたっては、次の点を除き、各種請求に基づく個別事務の取扱をあわせて行う。

- * 各種の請求・届出にかかる印鑑票が日本銀行本店で保管する長期未払印鑑票である場合には、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。
⇒ 長期未払印鑑票・416①参照

① **証券（利賦札）滅紛失届の受付時** ⇒ 423-1参照

同時請求 の種類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払場所変更の手続きを行った後、滅紛失届の取扱をする。 ⇒ 421参照・元利金支払場所変更の請求 ● 支変請求書の同時請求欄の「滅紛失」を○印で囲む。 ● 滅紛失届の元利金（償還金）支払場所欄に「新支払場所」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。 ● 印鑑票取戻通知書を作成する必要があるときは、同通知書の取戻事由欄に「証券（利賦札）滅紛失および支払場所変更」と記載する。 ⇒ 416①参照・印鑑票の取戻し * 滅紛失した証券（支払場所を変更する証券）が見本証券（印鑑票毎配布分）を見本証券とする国庫債券であり、かつ他店が旧支払場所であるときは、当該旧支払場所から印鑑票（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）も取戻す。このとき、滅紛失届（写）の処理欄に「印鑑票取戻通知書送付日付」を表示するほか、同処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、印鑑票（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票毎配布分）の取戻通知書の取戻事由欄には「証券（利賦札）滅紛失および支払場所変更」と記載する。 ⇒ 416の2①参照・印鑑票および見本証券の取戻し ● 印鑑票の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 417②参照・印鑑票の書換え ● 支変請求書、滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 * 業務局国債証券業務グループへ送付する印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票等と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）も業務局国債証券業務グループへ送付する。

<p style="text-align: center;">記 名 変 更</p>	<p>○ 記名変更の手続きを行った後、滅紛失届の取扱をする。なお、受付時において、業務局国債証券業務グループに対し、当該滅紛失証券の支払済否照会を行い、完済していないことを確認する。 ⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求</p> <p>● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の「滅紛失」を○印で囲む。</p> <p>● 滅紛失届は次のとおり記載させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の氏名欄には「○○○○^(現記名) 相続人○○○○^(新記名)」と記載する。 ● 記名欄には「現記名」を記載する。 ● 同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 <p>● 印鑑票の氏名欄を書換える。 ⇒ 4 1 7 ②参照・印鑑票の書換え</p> <p>● 記変請求書、滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 送付する印鑑票（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票毎配布分）の取扱については、2 3 1 ④参照</p>
<p style="text-align: center;">改 印</p>	<p>○ 改印の手続きを行った後、滅紛失届の取扱をする。 ⇒ 4 2 5 参照・改印の届出</p> <p>● 滅紛失届の同時請求欄の「改印」を○印で囲む。</p> <p>● 印鑑票の印鑑欄に新印を押させ、旧印を消す。 ⇒ 4 1 7 ②参照・印鑑票の書換え</p> <p>● 滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 送付する印鑑票（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票毎配布分）の取扱については、2 3 1 ④参照</p>
<p style="text-align: center;">住 所 変 更</p>	<p>○ 住所変更の手続きを行った後、滅紛失届の取扱をする。 ⇒ 4 2 6 参照・住所の変更</p> <p>● 滅紛失届の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。</p> <p>● 印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒ 4 1 7 ②参照・印鑑票の書換え</p> <p>● 滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 送付する印鑑票（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票毎配布分）の取扱については、2 3 1 ④参照</p>

②	減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 代 証 券 交 付 請求書の受付時	⇒ 423-3参照
---	--	-----------

* 支払（交付）請求書提出時期前に、他の請求・届出があったときは、支払（交付）請求書提出時に同時請求として取扱う。

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	<p>○ 支払場所変更の手続きを行った後、支払（交付）請求書の取扱をする。 ⇒ 421参照・元利金支払場所変更の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支変請求書の同時請求欄に「支払（交付）請求」と記載し、これを○印で囲む。 ● 支払（交付）請求書の元利金（償還金）支払場所欄に「新支払場所」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。 ● 減紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ● 支変請求書および支払（交付）請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 <ul style="list-style-type: none"> * 減紛失した証券（支払場所を変更する証券）が見本証券（印鑑票每配布分）を見本証券とする国庫債券であり、かつ他店が旧支払場所であるときは、当該旧支払場所から見本証券（印鑑票每配布分）を取戻す。他店から当該見本証券を取戻すときは、見本証券（印鑑票每配布分）の取戻通知書（書式適宜）を作成し、当該旧支払場所へ送付する。このとき、減紛失届（写）の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票每配布分）の取戻通知書の取戻事由欄には「支払（交付）請求および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票の送付を受けるまでの間、減紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒ 416の2①参照・印鑑票および見本証券または見本証券の取戻し ● 旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、印鑑票の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 417②参照・印鑑票の書換え <p>* 変更年月日は、減紛失届（写）に表示された「支払場所変更日付」とする。</p>
記 名 変 更	<p>○ 記名変更の手続きを行った後、支払（交付）請求書の取扱をする。 ⇒ 422参照・記名変更の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の余白に「支払（交付）請求」と記載し、これを○印で囲む。 ● 支払（交付）請求書は次のとおり記載させる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 請求者氏名欄には「○○○○^(現記名) 相続人○○○○^(新記名)」と記載する。

<p style="text-align: center;">記 名 変 更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 記名欄には「新記名」を記載する。 ● 同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ● 印鑑票更新の手続きにより新印鑑票を作成し、記変請求書、支払（交付）請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 428-1 参照・印鑑票の更新 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒ 428-1 参照・印鑑票の更新 * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「記名変更日付」とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 請 求 書 記載例参照 </div>
<p style="text-align: center;">改 印</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改印の手続きを行った後、支払（交付）請求書の取扱をする。 ⇒ 425 参照・改印の届出 ● 旧印による届出のときは、滅紛失届（写）の印影と照合する。 ● 支払（交付）請求書の同時請求欄の「改印」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「改印」の旨を記載し、「改印日付」を表示する。 ● 印鑑票更新の手続きにより新印鑑票を作成し、支払（交付）請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 428-1 参照・印鑑票の更新 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒ 428-1 参照・印鑑票の更新 * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「改印日付」とする。
<p style="text-align: center;">住 所 変 更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所変更の手続きを行った後、支払（交付）請求書の取扱をする。 ⇒ 426 参照・住所の変更 ● 支払（交付）請求書の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ● 支払（交付）請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒ 417②参照・印鑑票の書換え * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「住所変更日付」とする。

③ 減紛失代証券・減紛失元利賦札元利金（償還金）支払通知書の受入時

⇒ 423-4・423-5 参照

* 支払（交付）請求書を受付けた後に他の請求・届出があったときは、業務局から代証券または減紛失元利金支払通知書が送付されたときに同時請求として取扱う。

同時請求 の種 類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	<p>○ 支払場所変更の手続きを行った後、代証券・減紛失元利金支払通知書の取扱をする。 ⇒ 421 参照・元利金支払場所変更の請求</p> <p>● 支変請求書の証券交付時変更欄は次のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 代証券を受入れたとき……「減紛失代証券」を○印で囲む。 ● 減紛失元利金支払 ……余白に「支払通知書受入」と記載し、通知書を受入れた ……これを○印で囲む。 とき <p>● 減紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。</p> <p>● 印鑑票、代証券または減紛失元利金支払通知書の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 417 参照・証券・印鑑票の記載事項の書換え * 減紛失元利金支払通知書の書換えは、証券と同様の方法により行う。</p> <p>● 支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。</p> <p>● 旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 * 減紛失した証券（支払場所を変更する証券）が見本証券（印鑑票毎配布分）を見本証券とする国庫債券であり、かつ他店が旧支払場所であるときは、当該旧支払場所から見本証券（印鑑票毎配布分）を取戻す。他店から当該見本証券を取戻すときは、見本証券（印鑑票毎配布分）の取戻通知書（書式適宜）を作成し、当該旧支払場所へ送付する。このとき、減紛失届（写）の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票毎配布分）の取戻通知書の取戻事由欄には「減紛失代証券（支払通知書）および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等の送付を受けるまでの間、減紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒ 416 の 2 ①参照・印鑑票および見本証券または見本証券の取戻し</p>
記 名 変 更	<p>○ 記名変更の手続きを行った後、代証券・減紛失元利金支払通知書の取扱をする。 ⇒ 422 参照・記名変更の請求</p> <p>● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させる。また、証券交付時変更欄は次のとおり記載する。</p>

<p style="text-align: center;">記 名 変 更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 代証券を受入れたとき ……「滅紛失代証券」を○印で囲む。 ● 滅紛失元利金支払 ……余白に「支払通知書受入」と記載し、通知書を受入れた ……これを○印で囲む。 とき ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ● 印鑑票、代証券または滅紛失元利金支払通知書の氏名または記名欄を書換える。 ⇒ 417参照・証券・印鑑票の記載事項の書換え * 滅紛失元利金支払通知書の書換えは、証券と同様の方法により行う。 ● 記変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。
<p style="text-align: center;">改 印</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改印の手続きを行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱をする。 ⇒ 425参照・改印の届出 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「改印」の旨を記載し、「改印日付」を表示する。 ● 印鑑票の印鑑欄に新印を押させ、旧印を消す。 ⇒ 417②参照・印鑑票の書換え
<p style="text-align: center;">住 所 変 更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所変更の手続きを行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱をする。 ⇒ 426参照・住所の変更 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ● 印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒ 417②参照・印鑑票の書換え

同時請求 の種類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	<p>○ 支払場所変更の手続きを行った後、発見届の取扱をする。 ⇒ 421 参照・元利金支払場所変更の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支変請求書の同時請求欄の余白に「発見届」と記載し、これを○印で囲む。 ● 発見届の元利金（償還金）支払場所欄に「旧支払場所」を記載させる。 また、下部余白に「支払場所変更同時」と記載する。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 <ul style="list-style-type: none"> * 発見届とともに証券が提出されたときは、証券の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 417①参照・証券の書換え ● 発見届および支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 <ul style="list-style-type: none"> * 発見された証券（支払場所を変更する証券）が見本証券（印鑑票毎配布分）を見本証券とする国庫債券であり、かつ他店が旧支払場所であるときは、当該旧支払場所から見本証券（印鑑票毎配布分）を取戻す。他店から当該見本証券を取戻すときは、見本証券（印鑑票毎配布分）の取戻通知書（書式適宜）を作成し、当該旧支払場所へ送付する。このとき、発見届の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票毎配布分）の取戻通知書の取戻事由欄には「発見届および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票の送付を受けるまでの間、滅紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒ 416の2①参照・印鑑票および見本証券または見本証券の取戻し ● 旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 417②参照・印鑑票の書換え <ul style="list-style-type: none"> * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「支払場所変更日付」とする。
記 名 変 更	<p>○ 記名変更の手続きを行った後、発見届の取扱をする。 ⇒ 422 参照・記名変更の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> * 証券の記名欄を書換えるため証券を必ず提出させること。 ● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の余白に「発見届」と記載し、これを○印で囲む。 ● 発見届は次のとおり記載させる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 届出者氏名欄には「○○○○^(現記名) 相続人○○○○^(新記名)」と記載する。 ● 記名欄には「現記名」を記載する。

記 名 変 更	<ul style="list-style-type: none"> ● 発見届の下部余白に「記名変更同時」と記載する。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ● 証券の記名欄を書換える。 ⇒ 417①参照・証券の書換え ● 印鑑票更新の手続きにより新印鑑票を作成し、発見届、記変請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 428-1参照・印鑑票の更新 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒ 428-1参照・印鑑票の更新 * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「記名変更日付」とする。
改 印	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改印の手続きを行った後、発見届の取扱をする。 ⇒ 425参照・改印の届出 ● 発見届の下部余白に「改印同時」と記載する。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「改印」の旨を記載し、「改印日付」を表示する。 ● 印鑑票更新の手続きにより新印鑑票を作成し、発見届とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 428-1参照・印鑑票の更新 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒ 428-1参照・印鑑票の更新 * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「改印日付」とする。
住 所 変 更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所変更の手続きを行った後、発見届の取扱をする。 ⇒ 426参照・住所の変更 ● 発見届の下部余白に「住所変更同時」と記載する。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ● 発見届を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒ 417②参照・印鑑票の書換え * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「住所変更日付」とする。

取 扱 要 領

- 記名変更の手続きを行った後、支払場所変更の取扱をする。
 - 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。
 - 支変請求書は次のとおり記載させる。
 - 請求者氏名欄には「○○○○^(現記名) 相続人○○○○^(新記名)」と記載する。
 - 記名欄には「現記名」を記載する。
 - 同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。

(自店が新支払場所のとき)

- 印鑑票取戻通知書を作成する必要があるときは、同通知書の取戻事由欄に「記名変更および支払場所変更」と記載する。
 - ⇒ 416①参照・印鑑票の取戻し
- * 記名変更する証券（支払場所を変更する証券）が見本証券（印鑑票毎配布分）を見本証券とする国庫債券であり、かつ他店が旧支払場所であるときは、印鑑票（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）も当該旧支払場所から取戻す。
 - ⇒ 416の2①参照・印鑑票および見本証券または見本証券の取戻し
- 他店から印鑑票を取戻したときは、証券・印鑑票の該当個所を書換える。
 - ⇒ 417参照・証券・印鑑票の記載事項の書換え
 - * 変更年月日は、「記名変更日付」とする。
- 印鑑票への新印の押なつは、手続済の証券を新記名者へ返付する際に行う。
- 記変請求書および支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。

(自店が旧支払場所のとき)

- 証券・印鑑票の該当個所を書換える。
 - ⇒ 417参照・証券・印鑑票の記載事項の書換え
- 証券を請求者へ返す。
- 印鑑票・支変請求書の新支払場所へ送付する。
 - ⇒ 415①参照・印鑑票の送付
 - * 記名変更する証券（支払場所を変更する証券）が見本証券（印鑑票毎配布分）を見本証券とする国庫債券であるときは、印鑑票（見本証券添付分）等と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）も新支払場所へ送付する。
- 記変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。

請求書の記載例

減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 代 証 券 交 付 請求書受付時に 記名変更請求を受けたとき

減紛失届「写」 →

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）、日付および太枠の欄にご記入下さい。
書式 No.203
注意 支払期日欄は
① 最終支払期日分までの利賦札を連続してなくしたときは、「年 月 日渡以降」と記載して下さい。
② 一部の利賦札をなくしたときは、当該利賦札の支払期日を「年 月 日渡」または「年 月 日渡 ~ 年 月 日渡」と記載して下さい。

〇〇 証券（利賦札）減紛失届
日本銀行 〇〇支店 御中 (日付) 17. 10. 3
郵便番号 ××× - ××××

注意 1. 支払期日の到来していない利賦札の一部を減紛失したときは、上部余白に残存証券の要項を記載したうえ、その証券（利賦札）を本書とともに提出して下さい。
2. < >内は、日本銀行が使用するコード

減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書 代 証 券 交 付 (日付) ...18..1..11

〇〇銀行 〇〇支店 〒×××-×××× 御中 住所 横須賀市衣笠栄町2-5 電話 (0468-22-1234) 甲野太郎 相続人 印
氏名 甲野 花子 印

この欄は支払期日の到来した利賦札だけをなくしたときに記載する (日本銀行記載欄)

証券の券面種類	番号	減紛失した利賦札の内訳 (支払期日)	利賦札枚数	合計券面金額	代証券番号
<30> 300千円券	1234567	<08> 昭和68.06.15以降	3	90,000円	

国債名称 (46) 第四回特別弔慰金国庫債券 記号 (01) い号 記名 甲野花子
元利金（償還金）支払場所 〇〇銀行〇〇支店 減紛失届出日付 17年10月3日

控 栄町2-5
8 - 22 - 1231
太郎 印
記名 甲野太郎
元利金（償還金）支払場所 〇〇銀行〇〇支店
減紛失した利賦札の内訳
支払期日 68年6月15日渡以降 枚 3
業 務 局
記名変更 18.1.11 甲野 花子

(取扱機関処理欄)

受付店 減紛失届受付日付 17. 10. 3
受付印 (店名・日付) 18. 1. 11 〇〇銀行〇〇支店
同時請求 各請求書等はそれぞれ同時に提出すること
支払場所変更 記名変更 改 印 住所変更

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）、日付および太枠の欄に御記入下さい。
書式 No.201
〇〇 記名国債証券記名変更請求書 日本銀行 〇〇支店 御中 (日付) ...18..1..11

郵便番号 ××× - ×××× 住所 横須賀市衣笠栄町2-5 電話番号 0468-22-1234 氏名 甲野 花子 印

現記名	甲野 太郎	記名変更の理由 相 続 改 氏 名 誤 訂 正 ()
フリガナ	コウノ ハナコ	
新記名	甲野 花子	

下記記名国債証券に記載された氏名を上記のとおり変更してください。

「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。
「新記名」を記載する。

〇印で囲む。

(取扱機関処理欄)

郵便局 日付印	日本銀行本支店または代理店 受付印 (店印・日付) 18. 1. 11 〇〇銀行〇〇支店 受入済印 (統轄店)	業務局 記帳済印
[印章確認済] (注) 正当な権利者であることを確認できないときは印鑑証明書を添付する。		
同時請求 各請求書等はそれぞれ同時に提出すること		
支払場所変更 減紛失 汚損引換 支払(交付)請求	記名変更日付	
証券交付時変更 日本銀行本支店・代理店だけの取扱		
新規発行証券 減紛失代証券 汚損引換代証券		

支払(交付)請求と記載し、〇印で囲む。